

教職員の懲戒処分等の公表基準

1 公表対象

懲戒処分及び服務上の措置は、全て公表する。ただし、服務上の措置であって社会的影響が小さいと判断されるものについては、公表しないことができるものとする。

2 公表内容

原則として次に掲げる事項を公表する。（県ホームページに掲載する場合には、括弧内の内容による。）

(1) 懲戒処分

ア 免職又は停職の場合

所属名（所属分類），職名（職分類），年齢（年代），事案の概要，処分内容及び処分年月日

イ 免職及び停職以外の場合

所属分類又は所属名（所属分類），職名（職分類），年齢（年代），事案の概要，処分内容及び処分年月日

(2) 服務上の措置

所属分類，職分類，年代，事案の概要，措置内容及び措置年月日

3 公表の例外

(1) 次に掲げる場合（県ホームページに掲載する場合を除く。）には、2の規定にかかわらず、氏名を公表するものとする。

ア 免職又は停職の場合

イ 免職及び停職以外の懲戒処分のうち重大な法令違反等によるものであって、その教職員の職責等を勘案し、社会的影響が大きいと判断される場合

(2) 公表により被害者又はその関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合等には、1及び2並びに(1)の規定にかかわらず、氏名及び2に掲げる事項の一部又は全部を公表しないことができるものとする。

4 公表時期

(1) 懲戒処分

懲戒処分の実施後、速やかに公表するものとする。

(2) 服務上の措置

原則として、服務上の措置を実施した日の属する月の翌月5日頃に公表するものとする。

5 公表方法

(1) 懲戒処分

教育記者室等への資料提供及び県ホームページへの掲載

(2) 服務上の措置

県ホームページへの掲載

6 公表期間（県ホームページへの掲載期間）

(1) 懲戒処分

ア 免職の場合 1年

イ 停職の場合 停職期間（停職期間が1月に満たない場合は1月）

ウ 減給又は戒告の場合 1月

(2) 服務上の措置

1月

7 実施時期

令和3年9月1日（以下「実施日」という。）から実施する。なお、この公表基準の規定は、実施日前に行われた懲戒処分及び服務上の措置についても適用する。

(2) 公表により被害者又はその関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合等に_____は、1及び2並びに(1)の規定にかかわらず、氏名及び2に掲げる事項の一部又は全部を公表しないことができるものとする。

4 公表時期

(1) 懲戒処分

懲戒処分の実施後、速やかに公表するものとする。

(2) 服務上の措置

原則として、服務上の措置を実施した日の属する月の翌月5日頃に公表するものとする。

5 公表方法

(1) 懲戒処分

教育記者室等への資料提供及び県ホームページへの掲載

(2) 服務上の措置

県ホームページへの掲載

6 公表期間（県ホームページへの掲載期間）

(1) 懲戒処分

ア 免職の場合 1年

イ 停職の場合 停職期間（停職期間が1月に満たない場合は1月）

ウ 減給又は戒告の場合 1月

(2) 服務上の措置

1月

7 実施時期

令和3年9月1日（以下「実施日」という。）から実施する。なお、この公表基準の規定は、実施日前に行われた懲戒処分及び服務上の措置についても適用する。

(1) 公表により被害者又はその関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合等にあつては、必要に応じ2に定める内容の一部又は全部を公表しないことができる。

(新設)

1 公表の対象及び時期

徳島県教育委員会が地方公務員法に基づく懲戒処分を行った場合、その内容を2の(1)のア又はイのとおり、教育記者室等への資料提供により速やかに公表するものとするとともに、その一部を徳島県のホームページで公表するものとする。

<参考：現行の運用>

○措置した日の属する月の翌月末日までに公表（随時）

(新設)

1 公表の対象及び時期

徳島県教育委員会が地方公務員法に基づく懲戒処分を行った場合、その内容を2の(1)のア又はイのとおり、教育記者室等への資料提供により速やかに公表するものとするとともに、その一部を徳島県のホームページで公表するものとする。

また、服務上の措置（文書訓告、嚴重注意及び口頭注意をいう。以下同じ。）を行った場合、その内容を2の(2)のとおり、徳島県のホームページで公表するものとする。

(新設)

<参考：現行の運用>

○懲戒処分 : 翌年度末まで

○服務上の措置 : 翌年度末まで

4 実施時期

令和元年9月1日 _____
_____から実施する。 _____
